

令和2年7月2日

令和2年第2回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ推進特別委員会資料

目

次

ページ

- 1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて…… 1
- 2 インクルーシブ教育の推進について…………… 3

1 ともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組みについて

ともに生きる社会かながわ憲章（以下「憲章」という。）の理念の普及に向けた、令和2年度の取組みについて報告する。

(1) 取組みの方向性

- これまで、県内各地域のイベントへの参加や学校での普及、市町村や団体、教育と連携した取組みを進めるとともに、企業や大学とも連携し、多くの県民への普及に取り組んできた。
- 今年度、イベント等の扱いは、原則、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って判断するが、ホームページやSNS等の可能な手法を検討しながら、普及に取り組む。
- 金澤翔子氏が揮毫した題字やロゴデザインの活用等、ターゲットに応じた効果的な広報を実施する。

(2) 取組内容

ア ともに生きる社会かながわ推進週間の取組み

7月20日（月）から26日（日）までの推進週間に、次の取組みを行う。

(ア) 津久井やまゆり園事件の追悼

追悼式は開催しないが、事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、津久井やまゆり園前に献花台を設置するとともに、追悼の言葉を県ホームページに掲載する。

(イ) ともに生きる社会かながわ推進週間の普及活動

県のたよりやタウン誌等、様々な媒体を活用した集中的な広報を実施する。

イ 「みんなあつまれ」の実施

(ア) 趣旨

障がいの状態や程度にかかわらず、パラスポーツやアート等、同じ体験を共有し、ともに楽しむことを通じて、「ともに生きる社会」を自分の身近に考えることを目指す。

(イ) 今後の方向性

連携先イベントの主催者の判断等を踏まえ、実施の可否を判断する。

ウ 共生社会実現フォーラムの実施

共生社会の実現に向けて、多様な実践者たちの事例を学びながら、誰もが行動する社会を考えるフォーラムについて、実施の時期や手法を検討する。

エ 市町村との連携

市町村と連携し、市町村の広報誌への憲章PR文の掲載等の取組みを県内各地で展開し、県民に身近な地域で憲章に触れていただく。

オ 企業・団体との連携

企業や団体と連携し、従業員等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 従業員向け研修等の実施
- ・ 障がい者理解や体験のコンテンツを持っている企業や団体の情報をホームページで発信し、イベントへの出店を希望する障がい者団体とイベント主催者とのマッチング等の実施

カ 県教育委員会との連携

県教育委員会と連携し、子どもたちへの憲章の理念の普及を図る。

- ・ 全県立学校で校長等による講話や「いのちの授業」を通じた憲章の理念の理解促進
- ・ 県内すべての児童・生徒を対象とした「いのちの授業」大賞作文コンクール（「ともに生きる社会かながわ憲章の部」を含む）の実施

キ 大学との連携

大学と連携し、学生等への憲章の理念の普及を図る。

- ・ 憲章に関する講義の実施
- ・ 学生とのワークショップを通じた若者ならではの普及に係るアイデア出しや情報の発信

ク 若年層を主要なターゲットとした取組み

ロゴデザインを活用した取組みについては、引き続き、SNS等を活用したキャンペーンや広報等に加えて、市町村や企業、大学等とも連携した取組みを行い、従来の取組みだけでは届きにくかった若年層を含む多くの県民を対象に憲章のさらなる普及を図る。

2 インクルーシブ教育の推進について

(1) インクルーシブ教育実践推進校の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するとともに、すべての生徒が、共に学ぶことを通じて相互理解を深め、多様性を受容する力・社会性・思いやりの心を育むため、次のことに取り組んだ。

ア 平成27年1月

「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

イ 平成28年4月

「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）」において、茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校の県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。

ウ 平成30年10月

「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」において、パイロット校3校に加えて、新たに11校をインクルーシブ教育実践推進校に指定することとした。知的障がいのある生徒が自力で通学することを考慮し、通学地域を設定した。

インクルーシブ教育実践推進校（14校）

高等学校	通学地域
川崎北高等学校	川崎市
城郷高等学校	川崎市 横浜市
霧が丘高等学校	
上矢部高等学校	横浜市
津久井浜高等学校	横須賀市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 葉山町 寒川町
湘南台高等学校	
茅ヶ崎高等学校 *	
二宮高等学校	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
伊勢原高等学校	
足柄高等学校 *	
厚木西高等学校 *	相模原市 厚木市 大和市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村
綾瀬高等学校	
上鶴間高等学校	
橋本高等学校	

*パイロット校

(2) インクルーシブ教育実践推進校の志願に向けた取組み

ア 入学者選抜

(ア) 平成29年度及び平成30年度

- ・ 「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。
- ・ 知的障がいのある生徒を各パイロット校で1学年あたり21名募集し、3校で平成29年度は31名、平成30年度は41名が入学した。
- ・ 中学校への進路相談支援の取組みとして、「中学校・高等学校進路相談連絡部会」や「インクルーシブ教育実践推進校説明会」を開催した。

(イ) 令和元年度

- ・ 茅ヶ崎高校及び厚木西高校では、引き続き連携募集により、計32名が入学した。
- ・ 足柄高校では、地域の市町教育委員会の意向も踏まえ、南足柄市と足柄上郡を対象に行っていた連携募集に加え、同じ県西地域である小田原市と足柄下郡の中学校に在籍する生徒を対象とした「足柄高校特別募集」を実施した。
- ・ 連携募集で7名、特別募集で14名、合わせて21名が足柄高校に入学した。（3校合計53名）

(ウ) 令和2年度

令和2年4月入学者については、神奈川県全域の中学校の生徒を対象に、パイロット校を含めた14校において「インクルーシブ教育実践推進校特別募集」を実施。各校21名募集し、14校合わせて190名が入学した。

イ 中高連携事業

インクルーシブ教育実践推進校では、志願対象となる中学生が高校での学習や生活について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、中学校と連携し、学校説明会、授業見学会、学校行事見学会を実施した。

(3) インクルーシブ教育実践推進校における校内体制の整備等

ア 校内体制の整備

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、少人数指導、個別対応指導、キャリア教育等が可能となるよう平成28年度から令和元年度まで14校で延べ101名の教員を配置した。

- ・ インクルーシブ教育推進担当教員
校内の支援体制を整備し、インクルーシブ教育を推進する。

- ・ 進路担当教員
生徒の円滑な社会接続に向けた指導を行う。
- ・ 教科指導担当教員
複数の教員による指導、少人数指導及び個別指導を行う。

イ 施設・設備の整備

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるためのリソースルーム等の整備を行い、一人ひとりに対する丁寧な支援に取り組んだ。

(4) パイロット校の成果と課題

ア 成果

(ア) 校内体制

推進担当教員や推進するグループが中心になって、学校全体でチームとして支援する体制を整え、知的障がいのある生徒が円滑に高校生活を送り、すべての生徒が共に学べる環境が構築された。

(イ) キャリア教育

知的障がいのある生徒の進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるようキャリア教育に係る学校設定教科・科目の設置や、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導を行った結果、令和2年3月に卒業した1期生29人の進路状況は、進学（大学、専門学校）、職業訓練機関、就職等、幅広い進路選択に結びついた。

(ウ) 授業改善

授業のユニバーサルデザイン化やティーム・ティーチングなど、学習指導・支援体制を工夫することで、すべての生徒にとってわかりやすい授業が展開され、授業改善が図られた。

(エ) 相互理解を深める教育活動

すべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動に、毎年、各学校で取り組み、インクルーシブな学校づくりについて考え活動した。

(オ) 学校支援体制

総合教育センターや地域の特別支援学校と連携して、教職員研修、生徒へのアセスメント※を実施したことにより、教職員の生徒理解が進み、指導・支援に役立てることができた。

※「アセスメント」とは、障がいのある生徒の障がいや行動の特性等を把握するために諸検査を実施し、その結果や教育課題等を含めての総合的な評価を行うこと。

イ 課題

進路指導上の課題として、パイロット校の取組みが、1期生の卒業後の幅広い進路選択につながった実績を踏まえると、新たに指定した11校を含むインクルーシブ教育実践推進校14校において、早い段階からの進路希望の把握と進路支援を行うとともに、上級学校や産業現場における見学先や実習先を確保することが必要である。

(5) 今後の取組み

ア 校内体制の整備

インクルーシブ教育の推進のため、インクルーシブ教育実践推進校各校に、必要な教職員を配置する。

イ 施設・設備の整備

新たに指定したインクルーシブ教育実践推進校11校において、知的障がいのある生徒が、できるだけ同じ教室で授業を受けつつ、生徒の必要性に応じて学習を行えるように、リソースルーム等の施設や物品を整備する。

ウ パイロット校の取組成果の普及

令和2年度から新たに指定した11校を含む計14校のインクルーシブ教育実践推進校が、参加する連絡協議会などを通じて、課題を共有協議し、パイロット校での成果を生かしたインクルーシブ教育の実践に取り組む。